

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 荻原小川線
- (3) 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延 長    |
|---|-----|----------|--------|
| 木曾郡上松町大字荻原小野2317番地先から<br>木曾郡上松町大字小川字栄町3丁目1890番地先まで  | 旧   | m        | km     |
|   |     | 4.0～30.0 | 2.7067 |
| 木曾郡上松町大字荻原小野2317番地先から<br>木曾郡上松町大字小川字小路方5650番の41地先まで |     | 1.7～38.0 | 3.4540 |
| 木曾郡上松町大字荻原小野2317番地先から<br>木曾郡上松町大字小川字栄町3丁目1890番地先まで  | 新   | 4.0～30.0 | 2.7067 |

道路維持課

**長野県告示第15号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

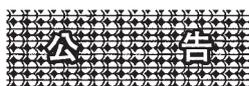
その関係図面は、告示の日から平成16年1月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年1月15日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間  
小県郡真田町大字長字菅平1223番の1880地先から  
小県郡真田町大字長字菅平1223番の2929地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年1月15日

道路維持課



**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月15日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等及び数量  
一般事務用パソコン及び周辺機器 70式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成16年3月10日
  - (4) 納入場所  
入札説明書のとおり
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

- あるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 調達物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部管財課  
電話 026 (235) 7079
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）  
ア 日時 平成16年1月26日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部管財課
  - (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年1月27日 午後1時30分  
イ 場所 長野県庁本館入札室
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

ウィルス対策ソフトライセンス 8,000ライセンス

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年2月27日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第

35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成16年1月26日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年1月27日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

道路パトロール車(普通乗用自動車、2,000ccジープタイプ、4WD、AT) 4台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年3月19日

- (4) 納入場所  
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部管財課  
電話 026 (235) 7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）  
ア 日時 平成16年1月26日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年1月27日 午後4時  
イ 場所 長野県庁本館入札室
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
必要とします。

- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 長野県動物福祉協会
- 3 代表者の氏名  
吉村知江子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市大字栗田303番地2 1F
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、長野県民に対し、愛玩動物として飼育され飼い主が繁殖を望まない犬猫等の繁殖を防止するための助成事業や正しい飼い方の啓発活動、また、飼い主不明の傷病動物や野生動物保護等に対する助成等の事業を行うことにより、動物愛護思想を普及するとともに、人と動物が共存できる社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案及び松本都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成16年1月15日

長野県知事 田中 康夫

## 1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成16年2月1日(日)

(2) 開催時及び場所

午前10時00分から 松本市役所大会議室

## 2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定並びに同都市計画区域区分の変更の決定

(2) 案の閲覧

公告の日から平成16年1月30日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成16年1月23日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、松本建設事務所管理計画課、松本市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書 (整理番号)

松本都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 田中康夫 様  
公述申出人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

(電話 \_\_\_\_\_)

意見の要旨

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

(別紙様式)

公 述 申 出 書 (整理番号)

松本都市計画における区域区分の変更の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 田中康夫 様  
公述申出人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

(電話 \_\_\_\_\_)

意見の要旨

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案及び塩尻都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成16年1月15日

長野県知事 田中 康夫

**1 開催日時及び場所**

(1) 開催日 平成16年1月31日(土)

(2) 開催時及び場所

午前10時00分から 塩尻総合文化センター大会議室

**2 都市計画案の概要**

(1) 都市計画案

塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定並びに同都市計画区域区分の変更の決定

(2) 案の閲覧

公告の日から平成16年1月30日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

**3 公述申出について**

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成16年1月23日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、松本建設事務所管理計画課、塩尻市都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

**4 公述人の選定**

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

**5 その他**

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。



**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、豊科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案及び同都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成16年1月15日

長野県知事 田中康夫

**1 開催日時及び場所**

- (1) 開催日 平成16年1月31日(土)
- (2) 開催時及び場所  
午後2時00分から 豊科町役場 コミュニティー消防センター

**2 都市計画案の概要**

- (1) 都市計画案  
豊科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定並びに同都市計画区域区分の変更の決定
- (2) 案の閲覧  
公告の日から平成15年1月30日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

**3 公述申出について**

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者  
都市計画案に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間  
公告の日から平成16年1月23日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)
- (3) 公述申出書の提出先  
長野県土木部都市計画課、豊科建設事務所管理計画課、豊科町都市建設課
- (4) 公述申出書の様式  
別紙様式のとおり

**4 公述人の選定**

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

**5 その他**

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。



**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案並びに同都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成16年1月15日

長野県知事 田中 康夫

## 1 開催日時及び場所

- (1) 開催日 平成16年1月31日（土）
- (2) 開催時及び場所  
午後1時30分から 勤労者女性会館しなのき（長野市西鶴賀1481-1）

## 2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案  
長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定並びに同都市計画区域区分の変更の決定
- (2) 案の閲覧  
公告の日から平成16年1月29日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者  
都市計画案に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間  
公告の日から平成16年1月23日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）
- (3) 公述申出書の提出先  
長野県土木部都市計画課、長野建設事務所管理計画課、長野市都市計画課、豊野町建設水道課
- (4) 公述申出書の様式  
別紙様式のとおり

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案  
等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成16年1月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成16年1月18日に開催を予定していた茅野都市計画道路に関する都市計画の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成16年1月15日

長野県知事 田 中 康 夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

建築管理課

25の内、2130-31

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡望月町大字望月2127-1

株式会社星ヶ岡光苑 代表取締役 高 橋 道 江

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年1月15日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

1 許可番号 平成15年8月20日

長野県指令15建第1-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字二反田7678-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字宗賀5930-9 フレグランズ上杉B101

小 口 達 志

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年1月15日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恭 良

1 許可番号 平成15年9月1日

長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡望月町大字望月字内匠2127-5の内、2127-7、2130-

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年1月15日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

- 1 (1) 許可番号 平成15年9月4日  
長野県指令12建第10-18号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字小河原字前田沖40-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字須坂351 牧 恵一郎
- 2 (1) 許可番号 平成14年9月5日  
長野県指令14建第31-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字福原字松川端230-6、大字小布施字唐沢2457-3、2457-4、2457-5、2457-7、2457-8、2457-9、2457-10、2457-11、2457-12、2457-18、2457-19、2457-23、2458-4、2458-8、2458-9、2458-10、2459-2、2459-5、2459-6、2459-10、2460-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上高井郡小布施町大字小布施784  
株式会社桜井甘精堂 代表取締役 桜井 佐七
- 3 (1) 許可番号 平成15年9月4日  
長野県指令15建第2-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上水内郡豊野町大字石字寺ノ前2071-1の内、2075-3の内、2076-3の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上水内郡豊野町大字石2071-5 井上 宇一
- 4 (1) 許可番号 平成15年11月4日  
長野県長野地方事務所指令15長地建第17-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字塩川字柳原701-1の内、702-6の内、702-9、715-2、715-3、725-3の内、727
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字塩川492-1  
株式会社住まいのセンター 代表取締役 大磯 守昭
- 5 (1) 許可番号 平成15年8月11日  
長野県長野地方事務所指令15長地建第19-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
千曲市大字八幡字中川原5769-2、5770-1、5771、5836-1、5836-2、5838-1、5838-2、5839-1、5839-2、字中島5865-1、5865-3、5867-1、5867-2、5867-3、5867-4、5868-1、5868-2、5870-1、5870-2、5876-1、5876-4、5877、5878、5879、5880、5881-1、5881-2、5882-1、5883-1、5883-2、5890-1、5890-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市本庄1丁目3番12号  
株式会社ジン・コーポレーション  
代表取締役 東本 幸子

建築管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月15日

長野県上伊那農業高等学校長 宮島 宇智

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品及び数量  
小型貨物自動車 1台
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成16年3月19日
  - (4) 納入場所  
長野県上伊那農業高等学校
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
上伊那郡南箕輪村9110番地  
長野県上伊那農業高等学校  
電話 0265 (72) 5281
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年1月28日 午前11時  
イ 場所 長野県上伊那農業高等学校会議室
  - (3) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (4) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

正 誤

平成16年1月8日付け公告「都市計画案の縦覧」中

|     |       |     |     |
|-----|-------|-----|-----|
| ページ | 行(箇所) | 誤   | 正   |
| 8   | 左8    | 白馬町 | 白馬村 |